

防衛医科大学校達第6号

特別研究の実施に関する達を次のように定める。

平成10年9月29日

防衛医科大学校長 一ノ渡 尚道

特別研究の実施に関する達

改正 平成18年 3月31日 達第 3号
平成19年 3月28日 達第 4号
平成26年 4月 1日 達第 6号
平成29年 3月30日 達第 3号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛医科大学校における特別研究の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において「特別研究」とは、防衛医科大学校に所属する複数の教官による研究、又は複数の講座等の所掌に係る事項を総合的に研究対象とすることが必要な研究であって、医学的研究課題等を専門的、効率的に研究し、その成果の積極的活用を図るため、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）が特に必要と認めた研究をいう。

(研究期間)

第3条 特別研究の研究期間は3か年度を単位とする。

(特別研究の申請)

第4条 特別研究の主任研究者（以下「主任研究者」という。）は、その実施する研究について特別研究としての承認を受けようとするときには、特別研究申請書及び特別研究計画書（以下「申請書等」という。）を作成し、所属長の承認を得て学校長に提出するものとする。

2 前項の申請書等を学校長に提出するにあたっては、主任研究者が医学教育部に所属する教官にあつては医学教育部長（教務部教務課長気付）を、病院に所属する教官にあつては病院長（病院事務部運営企画課長気付）を、防衛医学研究センターに所属する教官にあつては防衛医学研究センター長（防衛医学研究センター事務長気付）を経由するものとする。

3 申請書等の提出期限は、別に示す場合を除き当該研究を開始しようとする年度の前々年度の11月10日までとする。

4 申請書等の様式は、別紙様式第1から別紙様式第4までのとおりとする。

(特別研究の審議)

第5条 学校長は、前条の規定による申請があつた場合には、第12条に規定する特別研

究委員会に諮問するものとする。

(特別研究の選考)

第6条 学校長は、特別研究委員会の答申を踏まえ、特別研究として実施することが適当と認められる研究について選考し、当該特別研究の実施に必要な経費の予算要求等、所要の措置を講ずるものとする。

(特別研究の承認)

第7条 学校長は、前条の規定による所要の措置が整った場合には、特別研究の実施を承認するものとする。

(特別研究の経費)

第8条 学校長は、実施を承認した特別研究について、毎年度新たに策定する予算執行計画に基づき、当該研究に必要な経費を配分するものとする。

2 特別研究の経費は、当該研究実施のためにのみ使用されるものとする。

(成果報告)

第9条 主任研究者は、特別研究成果報告書及び特別研究成果概要（以下「報告書等」という。）を作成し、毎年度1月10日までに学校長に提出するものとする。

2 報告書等の提出は、第4条第1項及び第2項の申請書等の提出に準じて行うものとする。

3 報告書等の様式は、別紙様式第5から別紙様式第7までのとおりとする。

4 学校長は、必要に応じ特別研究の実施状況等について主任研究者に説明を求めることができる。

(成果報告の審議)

第10条 学校長は、前条の規定による報告があった場合には、第12条に規定する特別研究委員会に諮問するものとする。

(研究内容の変更等)

第11条 学校長は、特別研究委員会の答申を踏まえ、当該特別研究を継続しても成果が得られないことが明らかなきときは、研究内容の変更又は特別研究の中断等の措置を講ずるものとする。

(特別研究委員会)

第12条 特別研究の適正な推進を図り、総合的観点から効率的に審議、調整するため、特別研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、委員及び特別委員をもって構成する。

3 委員長は、学校長をもって充てる。

4 委員は、副校長3名及び幹事とする。

5 特別委員は、部外の学識経験を有する者の中から委員長が指名するものとし、3名以内とする。

6 特別委員は、毎年度指名するものとする。ただし、再任を妨げない。

7 年度途中で特別委員に事故があるとき、又は特別委員が欠けたときには、新たな特

別委員を指名することができる。

(審議事項)

第13条 委員会は、学校長の諮問に応じ、特別研究に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 発想、着眼等の斬新性及び研究内容の有用性
- (2) 研究の将来性発展性及び自衛隊医療への活用性
- (3) 研究計画及び研究経費の妥当性
- (4) 研究成果に対する評価

(委員会の開催)

第14条 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、その審議を主宰する。

(教授会に対する通知)

第15条 委員長は、委員会で審議した事項について、学校長に答申する内容を教授会に通知するものとする。

(特別研究調整小委員会)

第16条 委員会が諮問された案件について、専門的に審議するため特別研究調整委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

- 2 小委員会は、小委員会委員長(以下「小委員長」という。)及び委員をもって構成する。
- 3 小委員長は、教務部長をもって充てる。
- 4 委員は、防衛医学研究センター長及び病院副院長(管理・運営担当)並びに次の各号に掲げる数の教官で学校長が指名する者とする。
 - (1) 医学科の学科目 1名
 - (2) 医学科の講座 6名
 - (3) 看護学科の講座 1名
 - (4) 防衛医学研究センター 1名
- 5 前項各号に該当する委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 小委員長は、委員長の許可を得て、小委員会の委員以外の職員を小委員会に出席させ、意見を求めるものとする。

(審議事項)

第17条 小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会で審議する案件についての専門的事項に関すること。
- (2) 特別研究の審査にあたって、特に調整を要する事項に関すること。

(小委員会の開催)

第18条 小委員長は、委員長から指示された場合のほか、必要に応じ小委員会を開催し、その審議を主宰する。

- 2 小委員長は、審議に先立って主任研究者の出席を求め、研究内容について説明を聴

くものとする。

(委員会への報告)

第19条 小委員長は、小委員会の審議結果を委員会に報告するものとする。

2 委員長は、小委員会の審議結果の報告を受けるにあたっては、主任研究者を出席させ、研究内容について説明を聴くものとする。

(庶務)

第20条 委員会及び小委員会の庶務は、教務部教務課において行う。

附 則

1 この達は、平成10年10月1日から施行する。ただし、この達の施行前にとられた特別研究の手続きについては、この達の相当規定によりとられたものとみなす。

2 研究分科会規則(昭和61年防衛医科大学校達第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる事項」の次に「(特別研究の項目を除く。)」を加え、「(特別研究の項目を含む。)」を削る。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

防衛医科大学校長 殿

申請年月日
平成 年 月 日

特別研究申請書

審査結果	承認
	不承認

申請者 所属
氏名 印

研究テーマ					所属長印	
研究担当者	区分	氏名	階級	講座等名	担当項目等	
	主任研究者					
	分担研究者					
研究期間	平成 年度～平成 年度	研究経費総額		予算科目：		
				総 額：		

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。

別紙様式第2（第4条関係）

特別研究計画書（その1）

研究目的	
研究概要	

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。

別紙様式第3（第4条関係）

特別研究計画書（その2）

<p>一般研究との 相違点</p>	
<p>期待される研 究成果と活用 の可能性</p>	
<p>過去の関連研 究実績 （多い場合は過 去3年程度）</p>	<p>（必要に応じて論文等要約資料等添付）</p>

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。

別紙様式第4（第4条関係）

特別研究計画書（その3）

年度別計画書		研究経費			
研究計画・概要	品名	数量	規格	金額	
平成○年度	備				
	品		計		
	消耗品等				
			計		
	合		計		

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。

3 各年度ごと3か年度分を作成する。

別紙様式第5（第9条関係）

防衛医科大学校長 殿

特別研究成果報告書

所属：

研究責任者 所属：

氏名： 印

報告区分		中間報告	最終報告		所属長印		
承認研究 テーマ							
研究担当者	区分	氏名	階級	講座等名	担当項目等		
	主任研究者						
	分担研究者						
研究期間			研究目標達成度	全体計画の（ ）%	当該年度計画の（ ）%		

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。

別紙様式第6（第9条関係）

特別研究成果概要（その1）

研究方法等		当初計画との比較（計画と実行の自己評価）
研究成果のポイント		

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。 2 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること

別紙様式第7（第9条関係）

特別研究成果概要（その2）

<p>研究成果資料 （学会、論文、データ等発表資料）</p>	
<p>研究過程及び研究全般における問題点</p>	
<p>今後の計画 （研究成果の活用等）</p>	

<p>評価所見</p>	
-------------	--

注：1 報告者は、評価所見の欄には記入しないこと。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横長とする。
3 書ききれない場合は、別紙用紙に記入すること。